

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年2月12日(2016.2.12)

【公表番号】特表2015-500734(P2015-500734A)

【公表日】平成27年1月8日(2015.1.8)

【年通号数】公開・登録公報2015-002

【出願番号】特願2014-548864(P2014-548864)

【国際特許分類】

A 6 1 L 15/16 (2006.01)

A 6 1 L 15/58 (2006.01)

【F I】

A 6 1 L 15/01

A 6 1 L 15/06

【手続補正書】

【提出日】平成27年12月18日(2015.12.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

粘着性物品であって、

ポリマーブレンドを含む基材であって、前記ポリマーブレンドが、

少なくとも1000グラム／モルの数平均分子量を有するポリマーであって、前記ポリマーは、ポリ(プロピレンオキサイド)又はポリ(エチレンオキサイド)とポリ(プロピレンオキサイド)のコポリマーである、ポリマーと、

熱可塑性ポリウレタン又は熱可塑性ポリエステルのうち少なくとも一方をと、を含む、基材と、

前記基材上に配置されたシリコーン接着剤と、を備え、

前記コポリマーは、最大3：1のポリ(エチレンオキサイド)とポリ(プロピレンオキサイド)の重量比を有するが、ただし前記コポリマーの数平均分子量が少なくとも10,000グラム／モルの場合、前記ポリ(エチレンオキサイド)とポリ(プロピレンオキサイド)の重量比は最大2：1である、粘着性物品。

【請求項2】

粘着性物品であって、

熱可塑性ポリウレタン又はポリエステルのうち少なくとも一方を含む基材と、

前記基材上に配置されたプライマー層であって、前記プライマー層がポリマーを含み、前記ポリマーが、数平均分子量が少なくとも1000グラム／モルのポリ(プロピレンオキサイド)、数平均分子量が少なくとも1000グラム／モルのポリ(エチレンオキサイド)と(プロピレンオキサイド)のコポリマー、又はポリ(プロピレンオキサイド)セグメント若しくは共重合されたポリ(エチレンオキサイド)と(プロピレンオキサイド)のセグメントを含む熱可塑性ポリマーである、プライマー層と、

前記プライマー層上に配置されたシリコーン接着剤と、を備え、

ポリ(エチレンオキサイド)とポリ(プロピレンオキサイド)の前記コポリマーにおいて、ポリ(エチレンオキサイド)とポリ(プロピレンオキサイド)の重量比は最大3：1であるが、ただし前記コポリマーの数平均分子量が少なくとも10,000グラム／モルの場合、前記ポリ(エチレンオキサイド)とポリ(プロピレンオキサイド)の重量比は最

大2：1である、粘着性物品。

【請求項3】

前記シリコーン接着剤が放射線架橋されたシリコーン接着剤である、請求項1又は2に記載の粘着性物品。

【請求項4】

前記基材が、ポリエステル系又はポリエーテル系熱可塑性ポリウレタンを包含する、請求項1～3のいずれか一項に記載の粘着性物品。

【請求項5】

前記粘着性物品が、包帯、テープ、又は創傷被覆材である、請求項1～4のいずれか一項に記載の粘着性物品。